

山鹿市子ども・子育て支援事業計画

素案

平成 26 年 11 月

山 鹿 市

【 目 次 】

第 部 序論	1
1 . 計画策定の趣旨	2
(1) 子育てを取り巻く背景.....	2
(2) 計画策定の趣旨.....	3
(3) 計画の位置づけ.....	3
2 . 計画の概要	4
(1) 計画の期間.....	4
(2) 計画の対象.....	4
(3) 策定体制.....	4
3 . 山鹿市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
(1) 人口・世帯等の動向	5
(2) 教育・保育施設の状況.....	8
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	11
(4) ニーズ調査結果の概要.....	19
4 . 山鹿市次世代育成支援行動計画の総括	28
5 . 山鹿市の子ども・子育て支援施策の課題	34
第 部 山鹿市子ども・子育て支援の基本的考え方	37
1 . 基本理念	38
2 . 基本目標	41
3 . 主要施策の方向	42
4 . 家庭・地域・事業者・行政の役割	45

第 部 事業計画	46
1 . 市町村子ども・子育て支援事業計画について	47
2 . 教育・保育提供区域の設定	47
3 . 教育・保育の提供体制の確保	48
(1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策	48
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	50
(3) 教育・保育の質の向上	50
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	50
4 . 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	51
5 . 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	58
(1) 相談体制の充実	58
(2) 児童虐待防止対策の充実	58
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	58
(4) 障がい児施策の充実	59
6 . ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	60
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	60
(2) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進	60
7 . 計画の推進体制	61
(1) 関係機関等との連携	61
(2) 計画の達成状況の点検・評価	61

第 部
序 論

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

我が国では、急速な少子高齢化の進行、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済への深刻な影響が懸念されています。子育てをめぐる状況については、近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等により、子育て支援のあり方が問われています。

また、都市部での待機児童の問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育園の制度再構築の要請など、現行の制度では対応が困難な状況にあることから、抜本的な制度改革が求められています。

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法
認定こども園法の一部改正法
子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

認定こども園制度の改善

- ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

社会全体による費用負担

- ・ 消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与する会議（市町村等における設置は努力義務）

(2) 計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年度からの 5 年間を実施期間とする山鹿市次世代育成支援行動計画(前期計画)「やまが子育て浪漫物語」を策定し、「かがやく^{やまが}次代の^{ひと}未来づくり」という基本理念のもと、「子どもを育てることは未来を育てること」として、各種の事業を推進してきました。また、平成 22 年度からの 5 年間を実施期間とする山鹿市次世代育成支援行動計画(後期計画)「やまが子育て浪漫物語」を策定し、子どもを「地域の宝」「社会の宝」ととらえ、子どもが心身ともに健やかに育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることでできる社会を目指して市民、全課で取り組んできました。

平成 27 年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」ことを基本に、以下の取組を推進する計画とします。

子ども・子育て支援の量の確保、質の向上を図る

家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育てに関心と理解を深め役割を果たす

子どもを産み育てることに喜びを持ち、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「山鹿市総合計画」を上位計画として、「山鹿市教育基本計画」及び「山鹿市総合保健福祉計画」(地域福祉計画)の一領域として位置づけ、市で策定しているその他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定します。

また、2014 年 4 月 16 日参議院本会議で可決・成立、4 月 23 日に公布された次世代育成支援対策推進法の一部改正等により、同法の有効期限が 10 年間(平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで)延長されることとなったため、同法第 8 条第 1 項に基づく「次世代育成支援行動計画」と、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体として策定します。

ここに、計画の位置づけのイメージ図を挿入します。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 18 歳までの子どもとその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「山鹿市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「山鹿市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項(子ども・子育て支援事業計画の内容や保育園等の施設の定員設定のあり方等)の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育園)と地域型保育事業(家庭的保育事業等)など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳児家庭全戸訪問、放課後児童クラブ、妊娠健診等)が計画的に盛り込まれているか。
事業の点検評価が実施されているか。
現行の計画について見直すべき部分はないか。

また、パブリックコメントを実施し、市民のみなさんのご意見を計画に反映することに努めました。

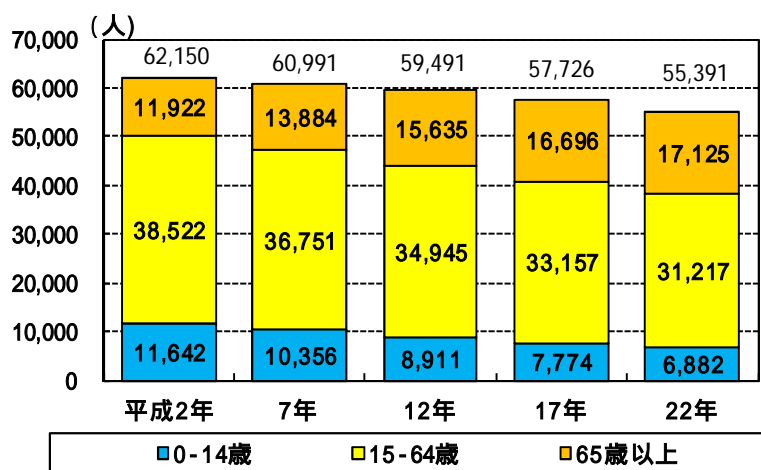
3. 山鹿市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

総人口・世帯数の推移

全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。年少人口は平成2年の11,642人から平成22年の6,882人まで減少しているのに対し、高齢者人口は平成2年の11,922人から平成22年の17,125人まで増加しています。国立社会保障・人口問題研究所による5歳階級ごとの年少人口の平成32年までの推計人口をみると、いずれの階級も減少しており、今後も少子化は続くものと予想されます。このような中、待機児童はいないものの、保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の向上に対応したきめ細かなサービスへの取組が求められています。

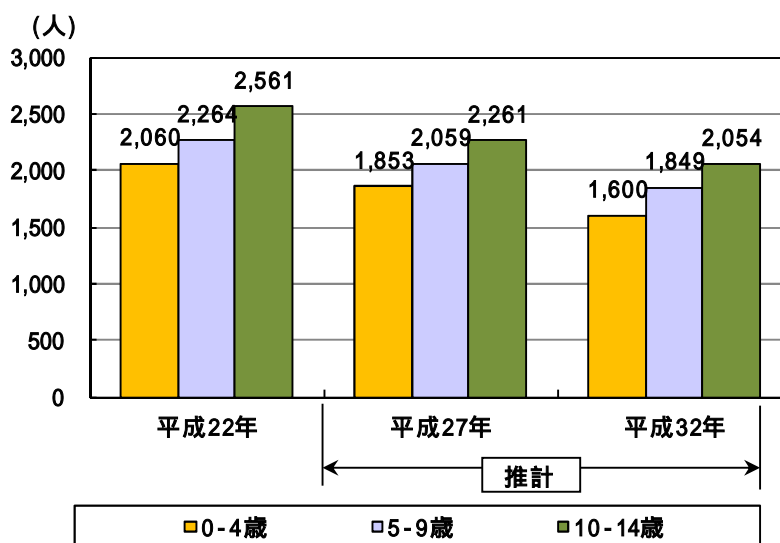
総人口・年齢区分別人口の推移



資料：国勢調査

注：総人口には年齢不詳を含んでおり、各年齢階層の人口の合計とは一致しない場合がある。

年少人口の推移

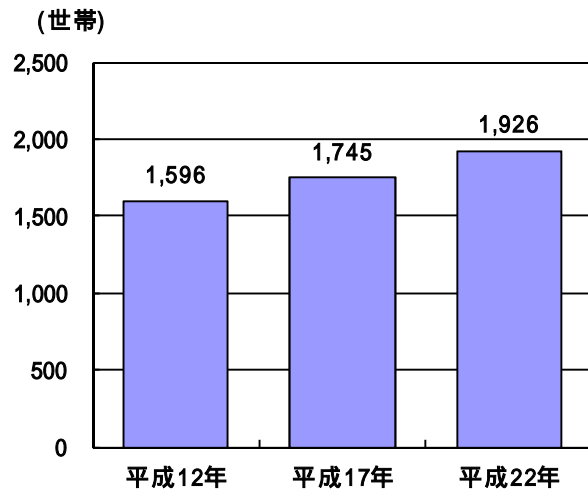


資料：日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)

子育て世帯の推移

ひとり親世帯の増加がみられ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

ひとり親世帯の推移

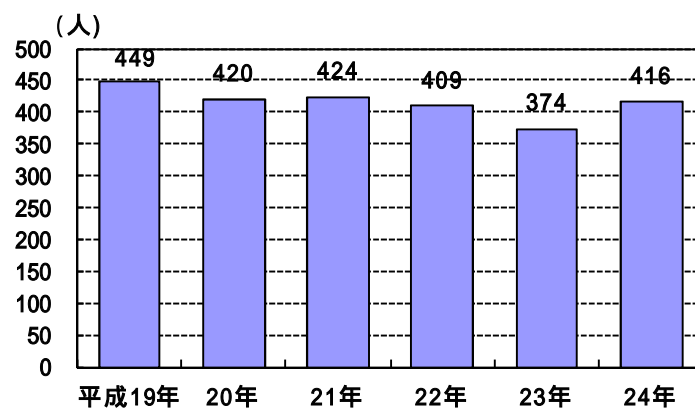


資料: 国勢調査

出生の動向

出生数はここ5年間では相対的に減少をしています。

出生数の推移



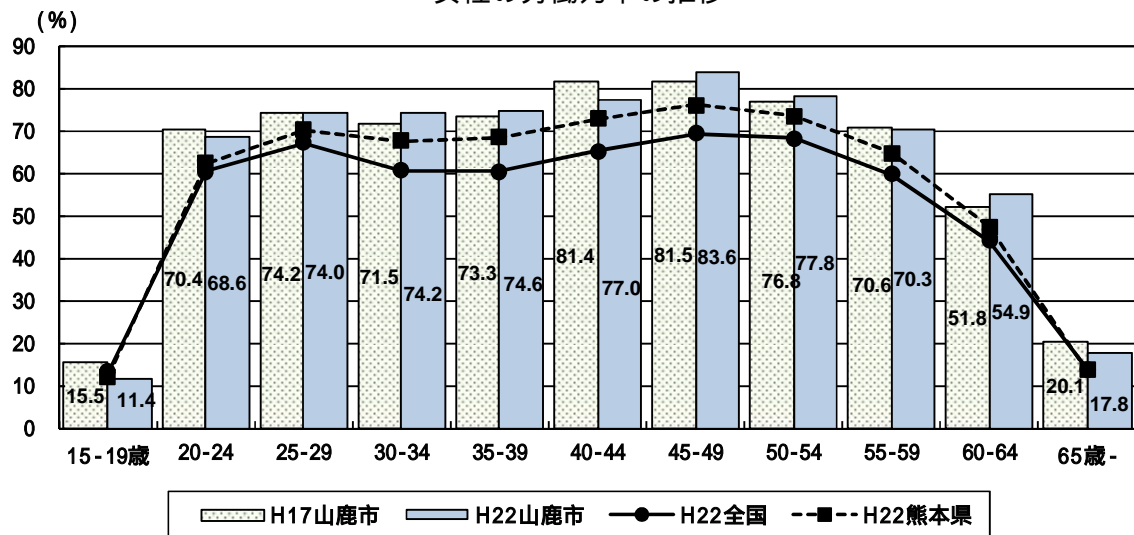
資料: 熊本県衛生統計年報

女性の就労の状況

女性の年齢別労働力率は、H17とH22を比較すると、40代前半と50代後半を除き30代前半～60代前半までの労働力率が増加しています。

特に、子育て世代の中心となる20代後半から30代はいずれも、全国平均、熊本県平均を大幅に上回っており、今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

女性の労働力率の推移



資料: 国勢調査

労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合で、労働可能人口のうち働く意思のある人たちの比率ということになる。女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年、M字の谷の部分の浅くなってきている。

(2) 教育・保育施設の状況

保育園の設置状況

平成 25 年度の状況として、公立の保育園 10 施設、私立の保育園 16 施設と認可外保育園 4 施設があります。定員 1,800 人に対し、入所児童数は 1,887 人で入所率は 104.8% となっています。

山鹿市における保育園の設置状況等

各年度 3 月 1 日現在

区分	保育園数 (カ所)	定員数 (人)	入所児童数(人)				入所率 (%)
			0歳児	1・2歳児	3歳児～	合計	
平成 21 年度	26	1,625	149	613	1,045	1,807	111.2
平成 22 年度	26	1,690	195	589	1,034	1,818	107.6
平成 23 年度	26	1,745	212	556	1,067	1,835	105.2
平成 24 年度	26	1,770	216	571	1,041	1,828	103.3
平成 25 年度	26	1,800	228	622	1,037	1,887	104.8

注：児童数は市外からの入所者を含む。

注：年齢区分は 4 月 1 日時点の年齢で計上。

保育園一覧 (平成26年4月現在)

公 立	山鹿保育園 米田保育園 広見保育園 岩野保育園 岳間保育園 幼慈園 富慈園 かおう保育園	私 立	やはた保育園 ゆりかご乳児保育園 山鹿中央保育園 三岳保育園 山鹿若葉保育園 八玉保育園 栗の実保育園 稲光園	大道保育園 山鹿東保育園 平小城保育園 三玉保育園 山鹿西保育園 城北アソカ保育園 つばみ保育園 かもと乳児保育園
-----	---	-----	--	--

開園時間 (平成26年4月現在)

公 立	開園時間(7:00~18:00): 2園 開園時間(7:30~18:30): 6園	私 立	開園時間(7:00~18:00): 13園 開園時間(7:30~18:30): 3園
-----	--	-----	---

保育園のサービス（平成26年4月現在）

区分	概要	実施状況
延長保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、保育園の通常開所時間を越えて保育する事業	公立 2 園 私立 15 園で実施
一時保育	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児または幼児について、保育園で一時的に預かりを行う事業	公立 4 園 私立 4 園で実施

認可外保育施設の状況

各年度3月1日現在（人）

施設名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
杉の子保育園	37	32	28	34	33	
向坂保育園	19	15	17	16	10	
ぞうさん	11	11	13	13	9	中央病院院内保育所
な&な	-	8	8	7	18	市民医療センター院内保育所
計	67	66	66	70	70	

幼稚園

本市には公立幼稚園2園、私立幼稚園1園があります。平成25年度の入所児童数は193人となっています。

児童数の状況

【公立】

各年度3月1日現在（カ所、人）

区分	施設数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	3（25年度より2園）	190	209	203	186	156

【私立】

各年度3月1日現在（カ所、人）

区分	施設数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	1	41	34	40	39	37

幼稚園一覧（平成26年4月現在）

公 立	山鹿幼稚園 鹿本幼稚園	私 立	霊泉幼稚園
-----	----------------	-----	-------

幼稚園のサービス

区 分	概 要	実施状況
預かり保育	保護者の要望において、保育時間終了後に実施する。	私立1園 公立2園で実施

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、実施することになっています。それぞれの事業の取組状況は以下の通りです。

地域子育て支援拠点事業

事業内容

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

山鹿市の取組

山鹿市では、山鹿地域に2か所、その他の地域にそれぞれ1か所、山鹿市直営により地域子育て支援拠点施設を設置し、様々な子育て支援の展開を行っています。

保健師等との連絡会議を開催し、子どもや子育ての状況について情報の共有を図るとともに、訪問を行うことで孤立を予防し、育児の不安感・負担感の軽減に努めています。

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	24,618 人	22,656 人	24,499 人

【平成 25 年度の内訳】

施設名	子育て支援センター					つどいの広場
	山鹿	鹿北	菊鹿	鹿本	鹿央	小坂
延べ利用者数	5,432 人	2,194 人	3,113 人	5,217 人	4,432 人	4,111 人

妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行い、14回分の妊婦健康診査の費用を公費負担します。

山鹿市の取組

妊婦健診のうち14回分を公費負担で実施しており、母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診券を交付しています。また、市独自として、精密検査券(2回分)及び産婦健康診査受診券も併せて交付しています。

【実績】

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦健康診査 実受診者数	641人	646人	631人
妊婦健康診査 延べ受診者数	4,969人	4,752人	4,820人
要精密検査 延べ受診者数	87人	116人	129人
産婦健康診査 実受診者数	310人	292人	279人

乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報や養育環境等を把握し、育児に関する相談、助言等を行います。

児童虐待の未然防止のための施策として期待が高く、養育支援を必要とする家庭を把握するための実施方法や人材の質の確保方策が必要です。

山鹿市の取組

訪問を母子保健事業の要として位置づけし、生後2か月頃に乳児の全戸訪問を実施しています。育児不安を訴えるケースや家族全体をサポートすることが必要なケースが増加しており、関係機関との情報交換を行い、連携を強化しています。

【実績】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施数	379件	426件	442件

養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助、又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、育児の不安感や孤立感の軽減を図ります。

山鹿市の取組

未熟児や多胎児のほか、若年・心身に不調のある産婦など養育支援が特に必要な家庭に、保健師等が訪問し、相談・指導を行っています。また、必要に応じて栄養士や保育士等と連携し、育児・家事等に関する相談・支援に繋がっています。

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
フォロー家族数	51 件	50 件	45 件

子育て短期支援事業

事業内容

【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】

保護者の疾病や仕事等の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、又は保護者による児童に対する虐待や配偶者からの暴力その他の経済的な理由により緊急一時的に児童又は母等を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一時的に預かります。

【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が仕事等の理由で、平日の夜間や休日に不在になることで家庭において児童を養育することが困難になった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導や食事の提供等を行います。

山鹿市の取組

保護者の疾病等で一時的に保育が困難な場合に養護施設等で、一定期間養育・保護を行っています。

市内 2 箇所、市外 3 箇所の児童養護施設に委託して実施しています。

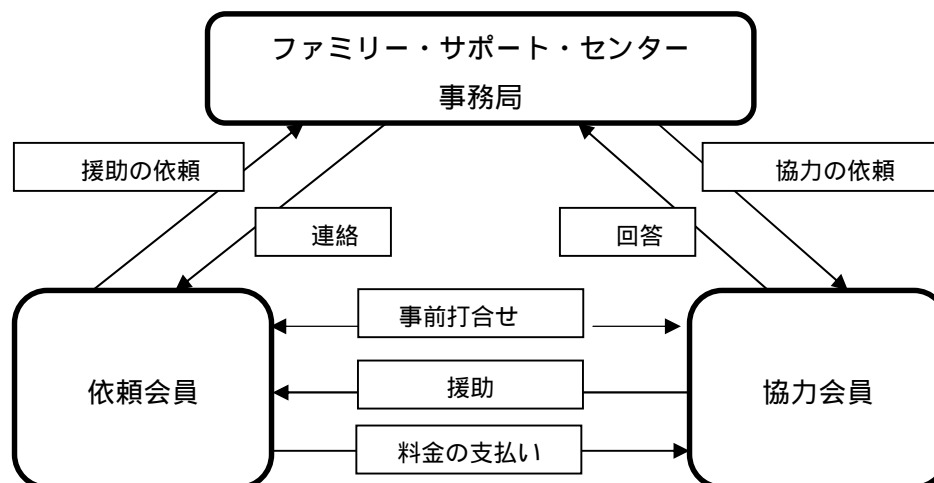
【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ショートステイ延べ児童利用数	74 人	69 人	58 人
トワイライトステイ延べ児童利用数	152 人	52 人	67 人

ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。



山鹿市の取組

山鹿市に在住又は勤務している、生後6ヶ月から小学生の子どもがいる方（依頼会員）と自宅で子どもを預かれる方（協力会員）が相互援助をしてもらう活動を行っています。平成15年より、社会福祉協議会に委託して事業を行っています。保育園の送迎や学童クラブのお迎えとしての利用が多くなっています。

【実績】

	援助会員	依頼会員	両方会員	会員合計	活動件数
平成23年度	98人	167人	30人	295人	642件
平成24年度	102人	170人	31人	303人	385件
平成25年度	111人	166人	29人	306人	355件

一時預かり事業

事業内容

保育園や幼稚園に入園していない乳児又は幼児で、保護者の病気、入院、災害、事故、育児疲れの解消などの理由で、保育園で緊急・一時的に預かる事業です。

山鹿市の取組

平成 26 年度からは公立 4 園、私立 4 園で一時預かり事業を実施しています。

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	1,185 人	1,104 人	1,508 人

延長保育事業

事業内容

保育園に入園している子どもの保護者の就労、勤務時間等やむを得ない理由で、保育時間の延長が必要な児童に対し、11 時間の開園時間をさらに 30 分以上越えて行う保育のことです。

山鹿市の取組

平成 26 年度からは公立 2 園、私立 15 園で延長保育を実施しています。

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実利用者数	455 人	464 人	461 人

病児・病後児保育事業

事業内容

子どもが感染症等の病気のため保育園に行くことが出来ず、保護者も仕事などのために休めない時に、保育園等に併設された専用のスペースで保育士、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

山鹿市の取組

山鹿保育園に併設された病後児保育室において、病後児保育事業を実施しています。なお、山鹿市では、病児保育事業は実施していません。

実施施設数 : 1 か所

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間延べ利用児童数	657 人	529 人	791 人

放課後児童クラブ事業

事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね 10 歳未満の小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

山鹿市の取組

平成 25 年度は 14 クラブに委託して事業を実施しました。平成 26 年 4 月には、稲田小学校区に「稲田っ子学童クラブ」が新たに開設されました。

放課後児童クラブにおいて、障がい児の受け入れを行うため、指導員を対象とした研修会を開催しています。

【実績】

放課後児童クラブ登録者数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
遊友クラブ（山鹿小）	58	50	60
かしの木クラブ（山鹿小）	39	36	44
つくしクラブ（米田小）	16	20	29
クラブかわべっ子（山鹿小）	15	16	22
カンガルークラブ（八幡小）	41	43	41
なのはなクラブ（平小城）	19	19	25
ひまわりクラブ（三岳小）	30	21	20
タンポポクラブ（三玉小）	34	28	27
らっこクラブ（大道小）	40	33	32
鹿北放課後児童クラブ（鹿北小）	30	36	25
あんずっ子クラブ（六郷小）	46	45	45
あしたばクラブ（内田小・城北小）	28	27	25
鹿本町放課後児童クラブ（来民小）	41	40	58
かおう児童クラブ（米野岳小・千田小・山内小）	30	38	49
合計	467	452	502

注：各年度 5 月 1 日時点の登録児童数（人）

(4) ニーズ調査結果の概要

調査の概要

調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『山鹿市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「山鹿市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1.調査対象者と抽出方法	山鹿市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	山鹿市に居住する小学 1 年生～4 年生から無作為抽出
2.調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3.調査期間	平成 25 年 12 月 ～平成 26 年 1 月	平成 25 年 12 月 ～平成 26 年 1 月
4.回収状況	配布数 1,200 回収数 543 回収率 45.3%	発送数 800 回収数 384 回収率 48.0%

集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数点第二位を四捨五入して、小数点第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合があります。

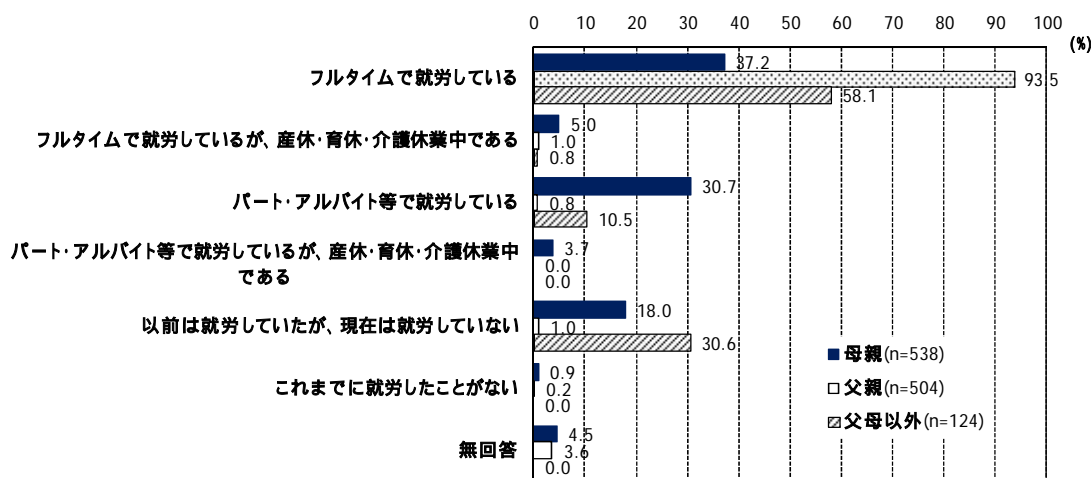
また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

調査結果

[就学前児童調査]

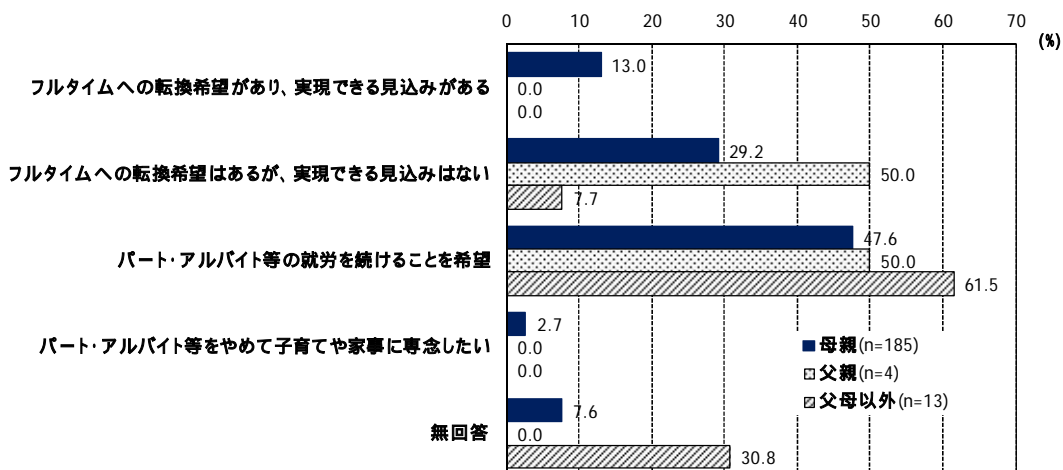
母親・父親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が 37.2%で最も高く、ついで、「パート・アルバイト等で就労している」が 30.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 18.0%となっています。また、フルタイム就労者の母親の1週当たり就労日数については、「5日」が 55.5%で最も高く、ついで「6日」が 30.5%、「7日」が 4.5%と続いています。父親は、「フルタイムで就労している」が 93.5%でほとんどを占めています。また、フルタイム就労者の父親の1週当たり就労日数については、「5日」が 44.6%で最も高く、ついで「6日」が 41.6%、「7日」が 5.5%と続いています。



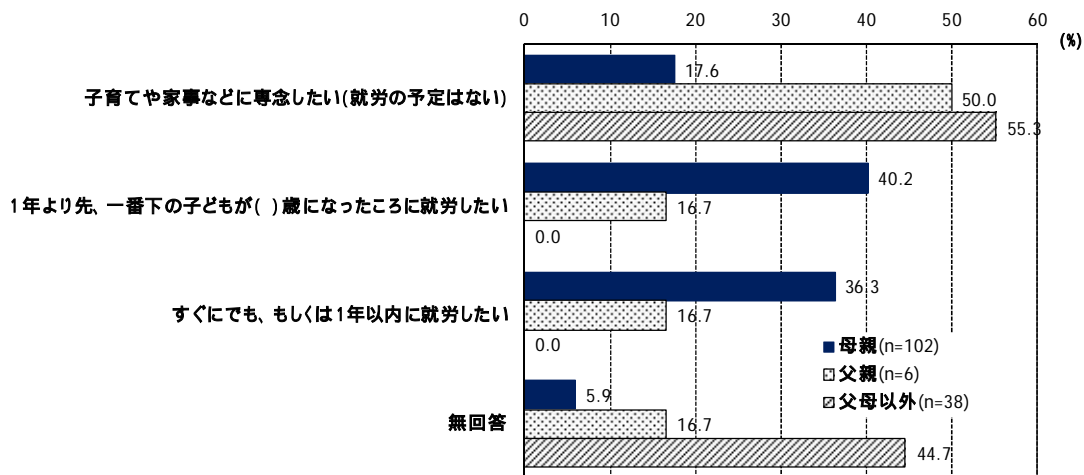
母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 47.6%で最も高く、ついで、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 29.2%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 13.0%となっています。



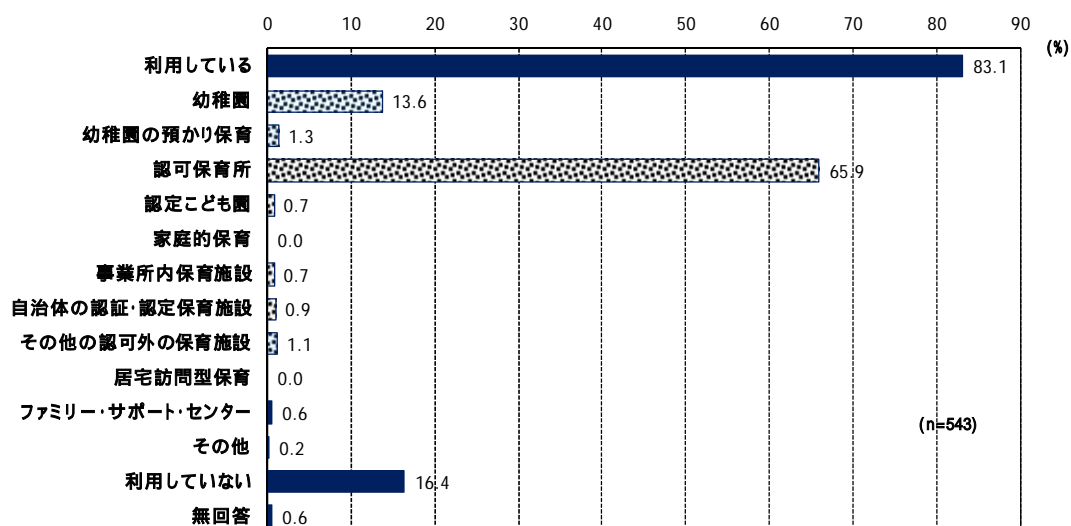
現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「1年より先、一番下の子どもが()歳になったら就労したい」が40.2%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が36.3%と、全体の就労意向は7割を超えており、就労意欲が強くなっています。



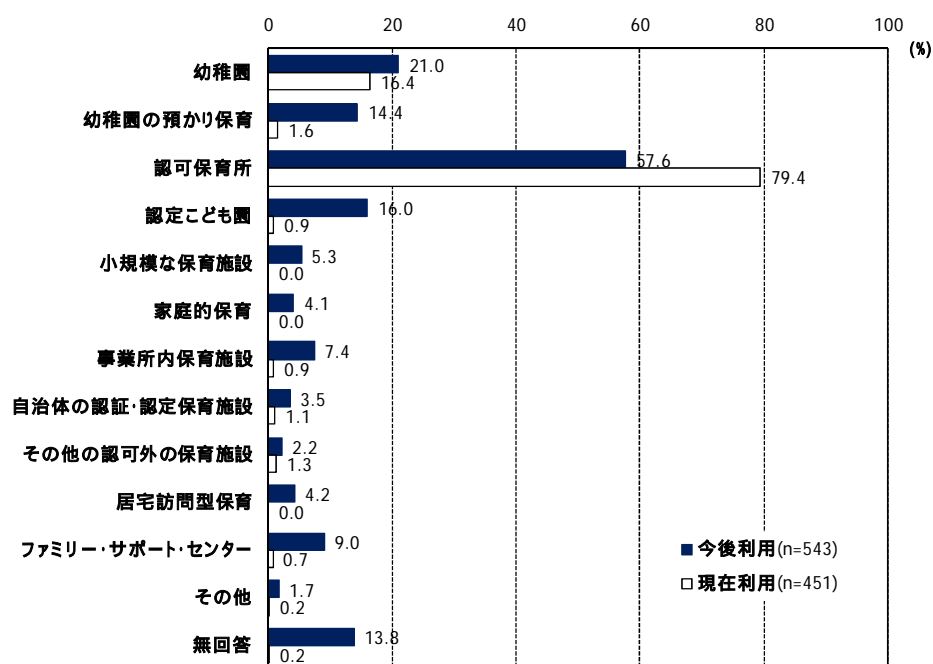
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

現在、何らかの教育・保育サービスを利用している人は、83.1%で、利用している教育・保育サービスとしては、「認可保育所」が65.9%、ついで、「幼稚園」が13.6%で、この2項目で大半を占めています。



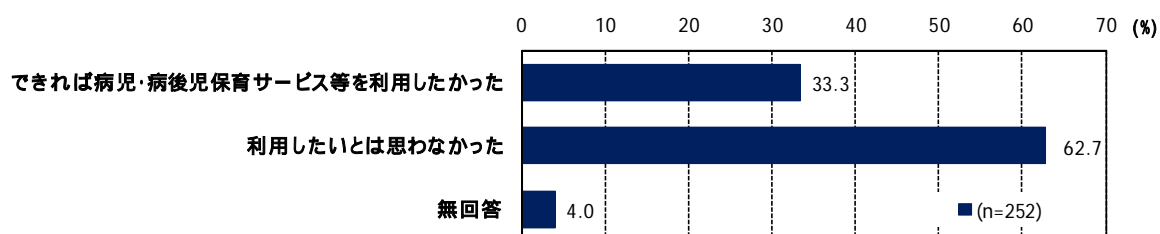
今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい保育サービスをみると、「認可保育所」が57.6%(現在79.4%)で最も多く、ついで、「幼稚園」の21.0%(現在16.4%)、以下「認定こども園」の16.0%(現在0.9%)、「幼稚園の預かり保育」の14.4%(現在1.6%)となっており、相対的に「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」の利用希望が増えています。



病児・病後児保育の利用希望

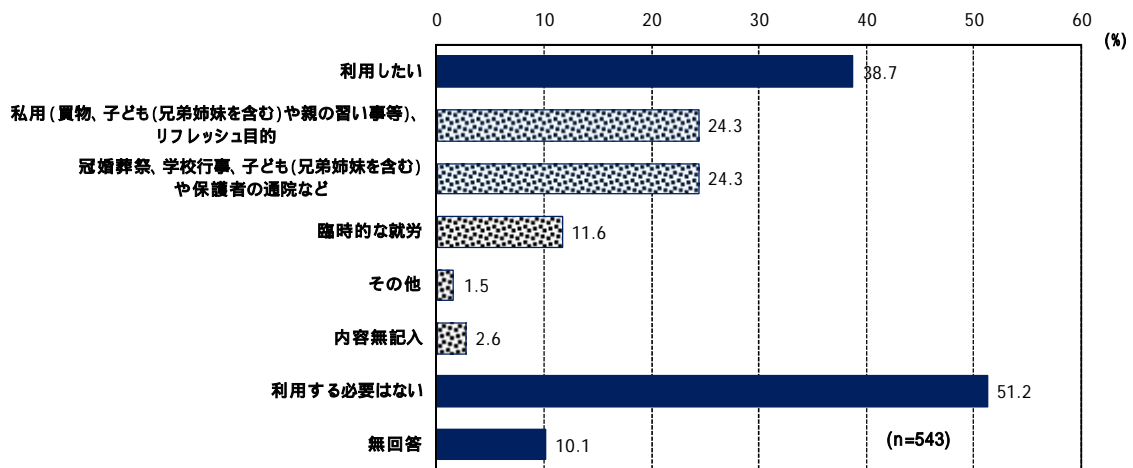
父親または母親が仕事を休んで対処した家庭の病児・病後児保育の利用意向については、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかった」が33.3%あり、「利用したいとは思わなかった」が62.7%となっています。



一時預かりの利用希望

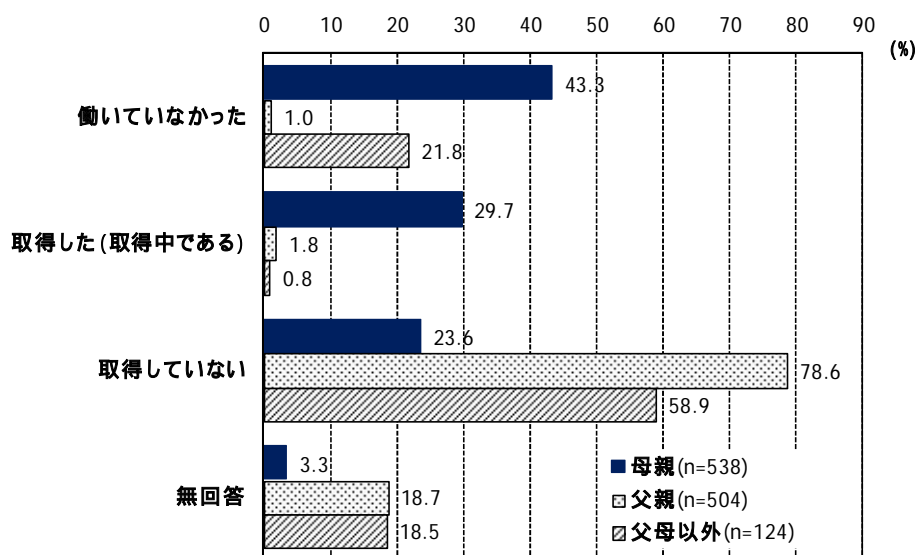
私用、保護者の通院、就労等の目的で、事業を利用する必要があるかどうかについては、「利用したい」が38.7%となっており、預けたい理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」と「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や保護者の通院など」が共に24.3%、「臨時的な就労」が11.6%などとなっています。

なお、「利用する必要はない」が51.2%となっています。



育児休業制度の利用状況

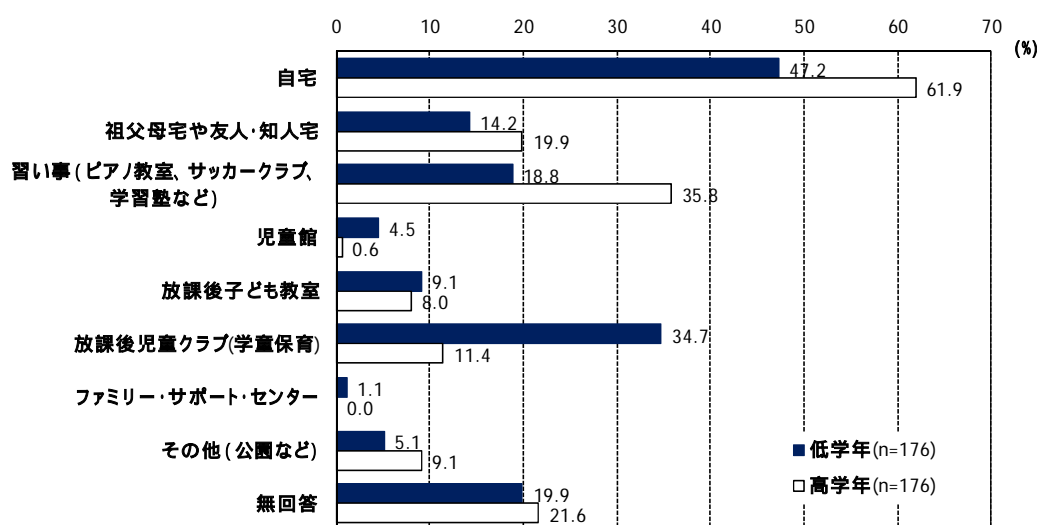
子どもが生まれた時の母親、父親、父母以外の育児休業制度の利用経験については、母親では「働いていなかった」が43.3%で最も高く、ついで、「取得した（取得中である）」が29.7%、「取得していない」が23.6%の順になっています。一方、父親では「取得していない」が78.6%で大半を占めています。



放課後（平日）過ごさせたい場所（4歳～5歳児を対象とした調査）

小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が47.2%と最も高く、ついで、「放課後児童クラブ(学童保育)」が34.7%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が18.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が14.2%、「放課後子ども教室」が9.1%と続いています。

小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が61.9%と最も高く、ついで、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が35.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が19.9%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が11.4%と続いています。



放課後児童クラブの授業日以外の利用意向

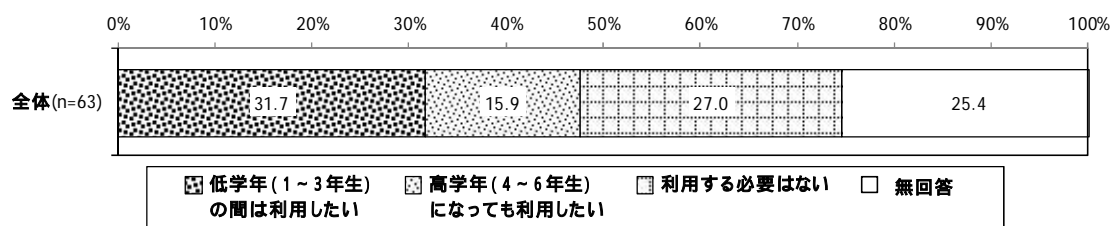
土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中、放課後児童クラブの利用希望については、土曜日では「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が31.7%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が15.9%となっており、反面、「利用する必要はない」が27.0%となっています。

日曜日・祝日では「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が9.5%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が6.3%となっており、反面、「利用する必要はない」が58.7%と大半を占めています。

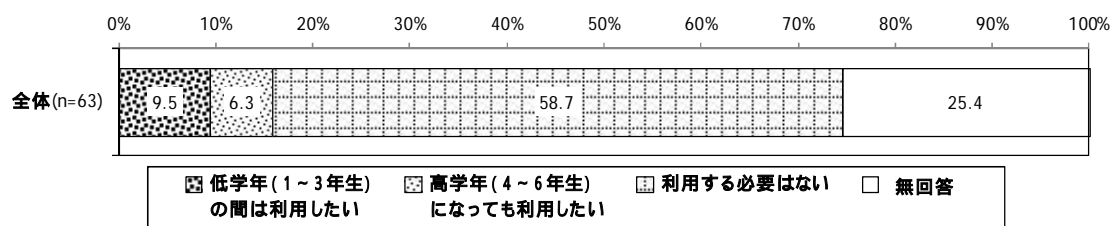
夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中では「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が52.4%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が23.8%となっており、反面、「利用する必要はない」が1.6%となっています。

夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望が多く、日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望は少なくなっています。

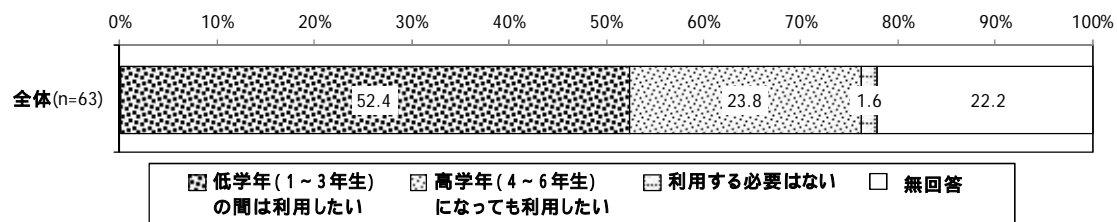
(1) 土曜日



(2) 日曜日・祝日



(3) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



[小学生児童調査]

放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブの利用意向のうち、平日については、「利用したい」が25.0%、「利用する必要はない」が71.6%となっています。土曜日については、「利用したい」が10.7%、「利用する必要はない」が85.2%となっています。夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中については、「利用したい」が38.0%、「利用する必要はない」が57.0%となっています。

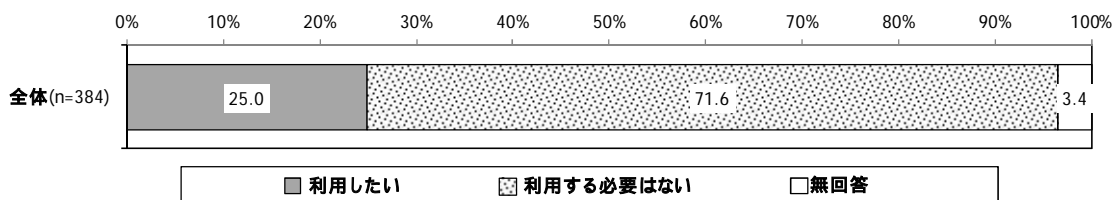
小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が73.4%と最も高く、ついで、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が40.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」が16.7%、「放課後子ども教室」が15.1%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が10.4%と続いています。

今後の土曜日、日曜日・祝日等の学童保育所の利用意向については、土曜日では、「利用したい」は32.5%、「利用する必要はない」は55.0%となっています。

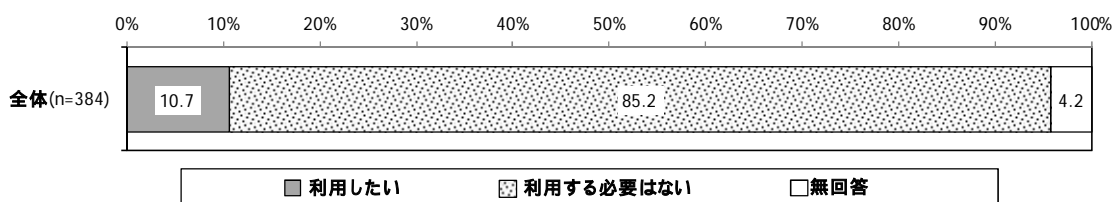
日曜・祝日では、「利用したい」は10.0%、「利用する必要はない」は80.0%となっています。

夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中では、「利用したい」は91.1%、「利用する必要はない」は4.4%となっています。

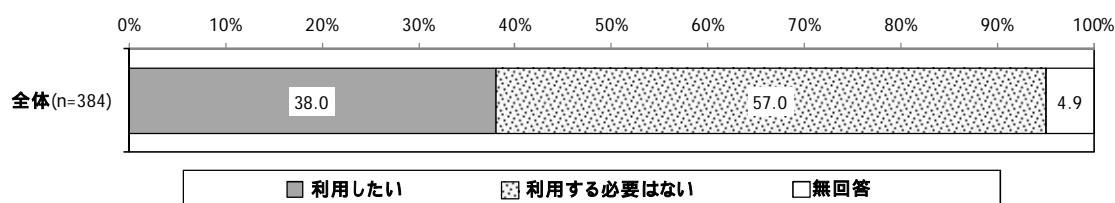
(1) 平日



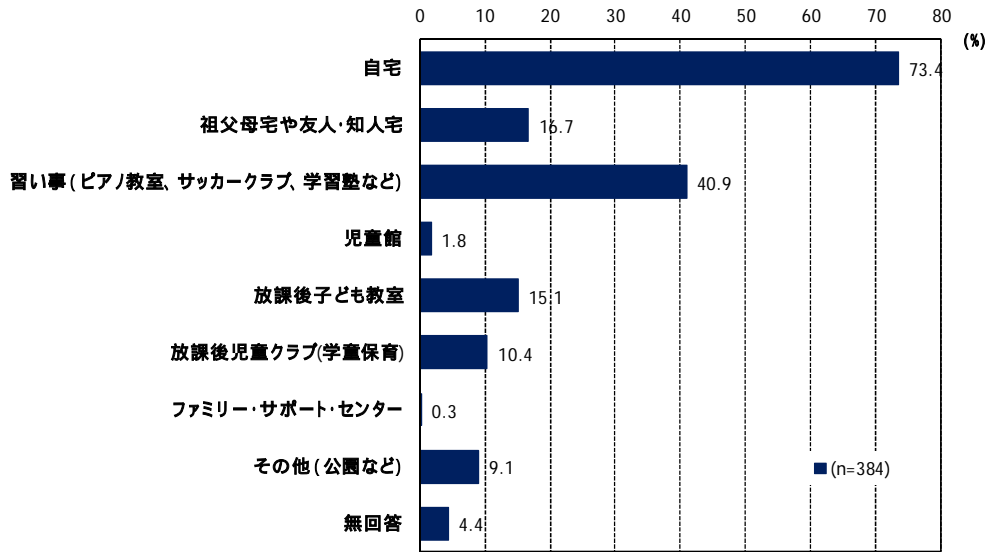
(2) 土曜日



(3) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中

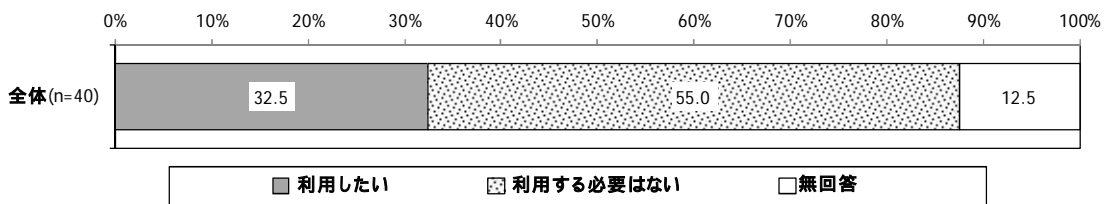


【高学年になったときの放課後（平日）過ごさせたい場所】

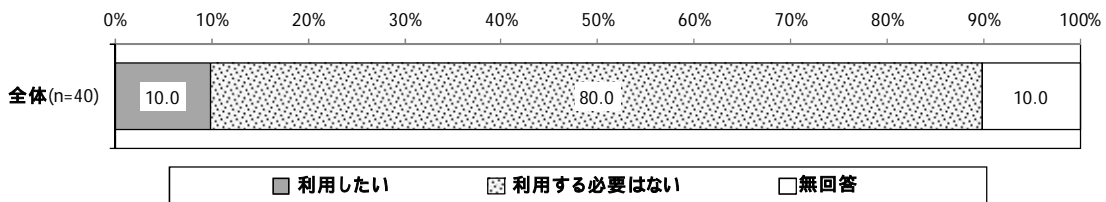


【高学年になったときの授業日以外の利用希望】

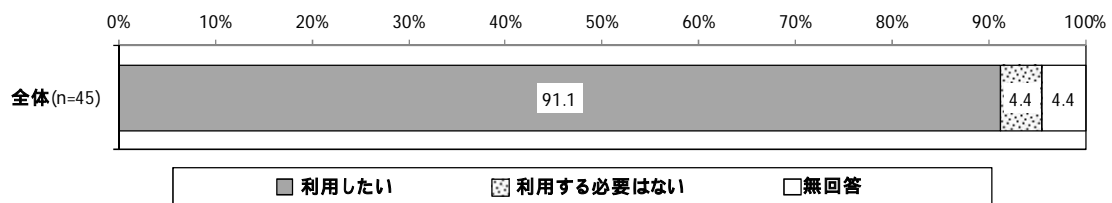
(1) 土曜日



(2) 日曜・祝日



(3) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



4．山鹿市次世代育成支援行動計画の総括

「山鹿市次世代育成支援行動計画(後期計画)」では、基本目標を達成するために7つの具体的な施策の柱を立て、141の事業を通して計画の推進をしてきました。

計画の実施状況を評価する際の指標となる19事業(国が示した必須事項13事業、山鹿市が独自に策定した6事業)の実施状況は、平成22年度から平成25年度まで、平均して約8割の事業で目標を「達成できた・ほぼ達成できた」となっています。

なお、具体的な施策の実施状況については以下のとおりです。

主要施策 1 夢を育む遊びや学びの環境を整えます

子どもたちが本との出会いを通して夢を描き、人生を豊かなものにしていくために、赤ちゃんが絵本と出会う「ブックスタート事業」「ブックスタートプラス事業」の実施や、図書環境の充実、絵本の読み聞かせ等に取り組みました。

「あんずの丘子どもフェスティバル」の開催や、保育・学校施設の開放等による遊び場の提供、肥後古代の森事業や食農教育支援事業等による体験活動やスポーツ活動を通して遊びや学びの環境を整えました。

保育園・幼稚園・小学校・中学校の連絡会議や教員の保育園体験等を通して、連携のあり方や課題・目標について共通理解を図りました。また、学校においては研究指定事業の実施や複式学級がある学校へのアシスタントティーチャーの配置を行い、きめ細やかな学習指導を行うことが出来ました。保育士、幼稚園教諭等の研修では、職員の資質の向上とともに相互理解を図ってきました。

主要施策 2 ふるさとを誇り、地域を創る力を育てます

公立保育園・幼稚園再編整備計画(前期計画)に沿い、3園の民営化、2園の閉園を行いました。民営化・閉園に当たっては、園児や保護者に不安や負担を与えないよう丁寧な引継ぎを行いました。また、子ども・子育て支援施策を総合的に推進する総合拠点の機能の一部である「子ども総合相談窓口」の開設を行うとともに、身近なところで子どもや子育てを見守り支える地域拠点として、鹿北・菊鹿・鹿本・鹿央子育て支援センターが市民センターや併設する公的施設に移転しました。

姉妹・友好都市交流や、ふるさとやまが大使による講演会や教室の開催、地域人材を活用した郷土の自然や文化財・伝統行事等の伝承等を通して、子どもが世界に目を向け、ふるさと・山鹿を知り関心を持つ取組を行い青少年の人材育成に努めました。

主要施策 3 親子の健やかな成長を応援します

母子ともに健康な妊娠期間を過ごし、安心・安全な出産が出来るよう、母子健康手帳の交付から出産後まで、保健師や栄養士による妊婦訪問や乳児の全戸訪問を行いました。また母子保健と子育て支援が連携した相談事業や訪問事業を実施しました。

食に対する関心を高める取組や食育教室・よい体の教室等を通して、「食べる楽しさ」「食べることの大切さ」を伝えました。

性に対する知識の普及、喫煙や薬物に関する教育とともに、赤ちゃんふれあい交流事業等を通して、命を育み次代に繋いでいくことの大切さを伝える取組を行いました。

主要施策 4 支援が必要な子どもや子育て家庭への取組を充実させます

「子ども総合相談窓口」を開設し、子どもや子育てに対する相談体制を整備しました。相談件数は増加していますが、今後も周知を図っていく必要があります。

ひとり親家庭に対して、児童扶養手当の給付や自立のための助成事業、就職支援等を行いました。また、支援が必要な子育て中の保護者が安心して生活が出来るようヘルパー派遣事業等を行いました。

障がい児やその保護者に対して、経済支援、医療支援、生活用具の助成を行うとともに、地域療育センター事業、児童デイサービス事業、障がい児日中一時支援、相談事業等を充実しました。

学校においては、普通学級に在籍する障がい児に対してサポートティーチャーを配置し、学習支援や生活支援を行いました。

子どもの特性に応じた保育のあり方について、モデル園を設け、幼稚園・保育園・子育て支援関連施設によるネットワーク会議を開催し保育の充実を図ってきましたが、継続的な取組みが求められています。。

全ての子育て家庭に対して、児童手当の支給をはじめ、子ども医療費の現物給付、幼稚園就園奨励事業、保育料減免制度、新入学児童へのランドセル配布など各種の経済支援を行いました。子ども医療費現物支給の対象年齢は、平成 27 年 1 月診療より 18 歳までに引き上げられることになりました。

主要施策 5 地域に応じた温もりある子育て支援を推進します

子育て中の親が孤立することなく子育てができるよう、地域子育て支援センター・保育園・幼稚園・児童館では、子育て親子の仲間づくり、相談事業、育児講座の開催等を行いました。子育て支援センターにおいては、保健師等と連携した訪問事業や、保健師・保育園・主任児童委員等との連絡会議を開催し、地域の子どもや子育て家庭の状況について情報の共有を図り、育児不安や負担感の軽減、子育ての見守りに努めました。

未就園児家庭を対象とした保育園での一時預かり事業は、実施園を増やし、ニーズに対応しました。

子育てボランティアの養成として、育児サポーター養成講座を開催し、地域の子育て力を高めるとともに、ファミリー・サポート・センターの会員を募ってきました。また、高校生のボランティア養成講座では、終了後にボランティアの場の情報提供を行い、保育施設や子育て支援施設での活動を推進しました。

「おはなしボランティア養成講座」は、生涯学習講座や「ひだまり図書館」のボランティア講座として開催しましたが、目標としていた開催数には届きませんでした。

「山鹿市虐待・暴力防止ネットワーク」の中で児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待・DVの現状と問題等について情報の共有を図りました。

主要施策 6 家庭と仕事が調和できる環境づくりを推進します

子育てと仕事の両立支援を図るため、通常保育、延長保育、放課後健全育成事業、病後児保育事業、幼稚園での預かり保育等を実施し家庭と仕事の両立支援を行いました。病後児保育事業は年を追う毎にニーズが高まり、増設が求められています。

育児休暇制度に関する情報は、広報や山鹿市企業連絡協議会ホームページ等で情報提供を行いました。また、「子育て応援の店」の登録を推進し、子育てしやすい町のPRとともに、商店主が子育てに関心を持ってもらう取組を行いました。

フォーラムやセミナーを通じた男女共同参画の啓発活動や、父親応援事業、高校生と赤ちゃんふれあい交流事業を通して、家族みんなで協力して子育てをする意識づくりを推進しました。

主要施策 7 子育てしやすい生活環境を整えます

山鹿市青少年育成センター推進員による店舗への立ち入り協力依頼や、夜間巡回、学校安全指導員や地域住人のボランティアによる「あいさつ交通安全運動」を実施し、幼児・児童・生徒の見守りを行いました。

幼稚園、保育園、学校の行事に合わせ、交通安全教室を実施し交通安全の意識を高めるとともに、道路の改修工事や歩道の拡張工事、通学路や公園の防犯灯の設置、公衆トイレの整備等、生活環境の整備を行いました。

市営住宅においては、若い世代も暮らしやすいように住環境の向上を図ってきましたが、入居の申込や待機者が多く、子育て世帯に優先した入居者選考には至りませんでした。

目標事業量の達成状況

「次世代育成支援後期行動計画」の取組を推進するため、19 事業について目標事業量を設定し、事業の実施状況を評価する際の指標としています。

目標事業量を設定した事業は、国が本計画を策定する際に求めた全国共通の特定 13 事業と山鹿市が重点的に推進する 6 事業を併せた 19 事業です。

平成 25 年度の評価結果の概要は、下記のとおりです。

(1) 評価基準

目標達成度	評価基準
A	目標が達成できた(100%)
B	目標がほぼ達成できた(80%以上100%未満)
C	目標の達成に努力を要する(80%未満)
-	実施しなかった

(2) 評価結果の概要

目標達成度	事業数	主な事業
A	11	通常保育 延長保育 トワイライト事業 放課後児童健全育成事業(学童保育) 地域子育て支援拠点事業 ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 ショートステイ事業 ・乳幼児の全戸訪問事業 ・子育て応援の店 ・精神発達相談、心理発達相談
B	4	病児・病後児保育事業 放課後子ども教室 ・街角ライブラリー ・赤ちゃんふれあい交流事業
C	1	・おはなしボランティア養成講座
-	3	特定保育事業 夜間保育事業 休日保育事業

注： は、特定 13 事業

サービス目標量の達成状況

事業	項目	平成26年度 目標値	平成25年度 実績	内 訳	評価
通常保育	3歳未満児	580人	851人	公立保育園10園 法人保育園16園で保育を実施	A
	3歳以上児	870人	1,037人		
特定保育事業	か所	0	未実施	一時保育事業で対応	—
	人	0			
延長保育事業	か所	13か所	16ヶ所	公立保育園2園 法人保育園14園 (のべ16,444人)	A
	人	300人	550人		
夜間保育事業	か所	1か所	0か所	延長保育事業で対応	—
	人	20人	—		
トワイライトステイ事業	か所	委託施設 1か所	委託施設 5か所	山鹿市内2施設、熊本市内3施設に委託 夜間養護分：15人 休日預かり：52人 (利用実人数：5人) 休日の仕事による利用が増えている。	A
	人	1人	5人		
休日保育	か所	1か所	0か所	未実施	—
	人	20人	—		
病児・病後児保育事業	か所	2か所	1か所	年間利用人数：791人 お断り：70人 ・看護師の確保が課題 ・病後児保育室の増設に向け 検討を行っている。	B
	日	280日	298日		
放課後児童健全育成事業	か所	14か所	14か所	登録児童数：512人 ・稲田小学校の学童保育の立ち 上げに向けた準備を進めた。	A
	人	491人	512人		
放課後子ども教室	か所	2か所	1か所	稲田小学校で地域のボランティア16人の支援を受け、6月～3月まで55日間実施。 毎回90分中、45分を学習に15分をボランティアの特技を生かした体験活動とした。 平成26年度より、学童保育が開設されたため廃止となった。	B
地域子育て支援拠点事業	ひろば型	1か所	1か所	年間利用人数：24,499人 年間相談件数：219件 ・鹿央子育て支援センターは 多目的研修センターに移転 ・鹿本子育て支援センターは 市民センターに移転	A
	センター型	5か所	5か所		
ファミリー・サポート・センター事業	か所	1か所	1か所	会員数：306人 依頼会員：166人 協力会員：111人 両方会員：29人 年間利用実績：355件	A
一時預かり事業	か所	6か所	6か所	公立2園 法人園4園で実施 年間243日 延べ1,508人	A
	日	2,400日	1,458日		
ショートステイ事業	か所	委託施設 1か所	委託施設 5か所	山鹿市内2施設、熊本市内3施設に委託 延べ58泊 (実利用人数：8人)	A
街角ライブラリーの設置	か所	21か所	16か所	新たな設置を推進したが、目標箇所数は達成できなかった。	B

事業	項目	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度 実績	内 訳	評価
乳幼児の全戸訪問事業	訪問率	100%	100%	母子保健事業の要として位置づけし、乳児の全戸訪問を実施した。育児不安を訴えるケースや家族全体をサポートするケースの増加がある。 子育て支援センターにおいては、担当保健師と連携し訪問を実施した。(延べ1,000件)	A
赤ちゃんふれあい交流事業	回数	7回	5回	鹿本商工4回実施 高校生参加人数：94人 親子の参加人数：121人 夏休みふれあい事業 小学生参加人数：47人 親子の参加人数：23人	B
おはなしボランティア養成講座	回数	8講座	3講座	・「生涯学習講座」での図書館ボランティア養成講座の開催 ・「ひだまり図書館」における「布絵本製作ボランティア講座」「パネルシアター製作ボランティア講座」の開催	C
子育て応援の店	箇所	20箇所	34箇所	新規登録店：9箇所 (山鹿8箇所 鹿北1箇所) 登録店総数：34箇所	A
精神発達相談・心理発達相談	回数	年13回	精神：年8回 心理：年10回	精神発達相談：年8回 22人 心理発達相談：年10回 28人	A

5 . 山鹿市の子ども・子育て支援施策の課題

本市の人口や世帯等の動向、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の状況、ニーズ調査結果、次世代育成支援行動計画の総括等を踏まえて、本市の子ども・子育て支援施策の課題を整理した結果は以下のとおりです。

(1) 人口・世帯の動向及び女性の就労状況と子育て支援の充実

全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。また、ひとり親世帯の増加がみられ、保育サービスの提供とともに、多様な生活支援の充実が必要となっています。

本市の女性の年齢別労働力率は、子育て世代の中心となる 20 代後半から 30 代において全国平均、熊本県平均のいずれも大幅に上回っており、保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の向上に対応したきめ細かなサービスの提供が必要となっています。

(2) 教育・保育施設の充実

ニーズ調査では、現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が圧倒的に多くなっています。一方で、今後の利用希望については、「認可保育所」に加えて「幼稚園」のニーズも多くなっています。また、「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも「認可保育所」と「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業の確保が必要となっています。

そのためには、既存施設における施設・設備の充実とともに、教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。子どもの特性に応じた保育の充実のため、幼稚園・保育園・子育て支援関連施設によるネットワーク会議を継続して開催するとともに、研修体制の構築や小学校との連携を図る必要があります。

(3) 地域における子ども・子育て支援の充実

ニーズ調査では一時預かり事業や病児・病後児保育事業などに対する就学前保護者のニーズはともに 3 割を超え比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。

ショートステイ・トワイライトステイ事業については、子育て支援の一環として緊急時の対応も含めて事業を継続していくとともに、制度周知を図る必要があります。

地域子育て支援拠点事業については、ひろば型 1 か所、センター型 5 か所で実施していますが、今後は子ども・子育て支援の地域拠点として 0 歳からおおむね 18 歳までの子どもを対象とした取組が求められます。

山鹿子育て支援センターは「子ども総合相談窓口」とともに、山鹿市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進する総合拠点施設の一部として機能していくことが望まれます。今後は、利用者支援事業の実施及び総合拠点の設置場所の検討が求められています。

ファミリー・サポート・センター事業については、安心と温もりのある子育て支援の一つとして周知を行うとともに、会員登録の増加を図る必要があります。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、山鹿市独自のガイドラインを設け、質の向上を図るとともに、面積基準を満たす設置場所の確保が必要になってきます。

喜びをもって子育てを行うために、妊娠前から出産・育児に至るそれぞれのステージに応じて、子育て支援の情報や相談事業の周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる支援のあり方を検討する必要があります。

（４）専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

「子ども総合相談窓口による相談対応」「虐待・いじめ等の相談対応」「児童の権利に関する条約の普及」「人権尊重の意識づくり」などの子どもの人権を守る仕組みづくりを進めてきましたが、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報を共有できる環境づくりが必要です。

保護者に監護させることが適当ではない子ども、虐待を受けた子どもに対しては、「山鹿市虐待・暴力防止ネットワーク」の中で、教育・保育現場、福祉事務所、子ども総合相談窓口と連携した対応が求められます。

障がいのある子どもの健やかな成長を支援するため、また、特別支援を要する児童の増加が予想されることから、特別支援教育・障がい児保育のあり方の検討を関係機関と連携して取り組む必要があります。また、放課後児童クラブへの障がい児受け入れのため、環境整備を進める必要があります。

（５）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

就学前児童での「育児休業制度」の利用状況をみると、母親利用 29.7%、父親利用 1.8% となっており、男女での育児休業取得の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。

子育てをしながら就労している人を支援するため、企業に対する子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等、「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組を進める必要があります。

父親の育児参加を進めていくために、子育てに参加するためのきっかけとなるようなイベントや講座を設け、今後とも、企業等の協力のもと、父親への支援の充実を図る必要があります。

（６）安全・安心な子育て環境の充実

今後、重要と考えられる施策として、安全・安心な子育て環境においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、歩行者にやさしい道路整備など事業の充実を図る必要があります。

(7) 青少年の健全育成の充実

山鹿市青少年センターの環境浄化活動として、青少年の健全育成にとって影響があると思われる店舗へ、青少年育成センター推進員が立入を行うことへの協力依頼を行い、地域全体で環境浄化に取り組む必要があります。

巡回等による見守り体制の強化や地域の防犯意識の向上を図り、子どもを被害から守り加害者にしないための継続した取組みが求められます。

青少年のメールや SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) をはじめとしたメディア環境の変化は、プラスの面だけでなく、マイナスの面の影響も顕在化させているといわれています。日常生活においてなくてはならないコミュニケーション手段となったインターネットへの青少年の依存行動に関する多様な問題点が指摘されています。

第 部

山鹿市子ども・子育て支援の 基本的考え方

1. 基本理念

以下の国の「基本指針案」における「子ども・子育て支援の意義」や「次世代育成支援山鹿市行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

【国の基本指針より】

子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもや保護者に必要な支援を行うことで一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援が必要な子どもやその家族を含め、子どもの生存と発達が等しく保障されるよう、良質で適切な支援の内容や水準が必要です。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることができる環境を整備することが、社会全体の責任です。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

子ども・子育て支援は、以上のような考えをもとに、保護者が子育ての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援していくことを目指しています。

国の「基本指針案」を踏まえ、本市の基本理念を考える上で前提となる留意点は以下のとおりです。

本市がめざす都市将来像との整合性を図る必要があります。

子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提として、保護者が親として自覚し成長することを地域全体で支援する必要があります。また、親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができる環境づくりを進める必要があります。子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援する体制づくりを進めるため、家族、隣近所などの地域、行政、企業等がそれぞれの役割を果たす必要があります。

このような前提となる留意点をもとに、以下の基本理念を設定します。(現次世代育成支援行動計画(後期計画)の基本理念を継承します。)

基本理念

子どもの育ちは山鹿の希望
子どもに夢を 子育てに温もりを

我が国における急激な少子化の進行や家庭や地域を取り巻く環境の変化の中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、いきいきとした子育てが営める社会を実現することが求められています。

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、次代の担い手として、これからの社会と歴史・文化を創造していくということにもつながります。

山鹿市においては、次世代育成支援行動計画の中で、「子どもを育てることは未来を育てること」と位置づけ、「子育ては浪漫」であり、みんなの夢を実現するものとして、子育て支援を推進してきました。

地域のあらゆる人々の支援と温かい眼差しに見守られ、子どもが「自分は大切な存在であること」を自覚し、未来の夢に向かって歩いていって欲しいという願いは時代が変わろうとも揺るぐものではありません。

平成 27 年度より施行される「子ども・子育て支援事業計画」においても、子どもに対する山鹿市、山鹿市民の願いを込め、次世代育成支援行動計画の基本理念を継承し、本計画の基本理念を「～子どもの育ちは山鹿の希望～ 子どもに夢を 子育てに温もりを」としました。

子どもの健やかな成長と、子育てに喜びと生きがいを感じる事が実現される社会を目指していきます。

子どもの育ちは山鹿の希望

経済状況や企業経営を取り巻く厳しい環境の中、子育て家庭へ及ぼす影響も大きいものがあります。また、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育ての負担感や孤立感が高まっている現状もあります。さらには、少子化により子どもの数の減少・兄弟姉妹の数の減少があり、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が少ないなど子どもの育ちも変化しています。

未来への展望が見えにくい状況の中だからこそ、行政・市民が一体となり、夢を語りあえる環境を作り出していくことは、将来に明るい希望をともし光となるのではないのでしょうか。今こそ、「子どもの育ちは山鹿の希望」という意識をみんなで共有できる山鹿市を目指します。

子育ての喜びの分かち合い

子育ては、保護者が第一義的責任を持つことを前提としながらも、社会が担うものという意識は定着しつつあります。子どもは様々な人たちと関わりながら、様々な経験を通して成長していきます。また、子育ての負担感・孤立感の軽減には、子育て家庭を取り巻く地域の関わりは不可欠です。

女性の就労支援においては、家庭の中での家事分担や、雇用主の子育て支援に対する意識が大きく影響していきます。子どもや子育ての価値を社会全体で共有し、それぞれの人がそれぞれの立場から子育てに参画することを楽しみ、子どもの成長の喜びを分かち合いたいものです。「山鹿で生まれてよかった」「山鹿で子育てをしてよかった」「山鹿で暮らしてよかった」と実感できる山鹿市を目指します。

2. 基本目標

基本理念のもと、本市の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を以下のように設定します。(現次世代育成支援行動計画(後期計画)の基本目標を継承します。)

「子どもの育ちは山鹿の希望/子どもに夢を 子育てに温もりを」を基本理念に、「ここで生まれてよかった、ここで子どもを育ててよかった」と思えるまちを目指して、以下の3つを基本目標とします。

基本目標1 子どもが希望を語り、夢を育てられる環境をつくります

次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに育ち、自立した個人としての自己を確立していくために、子どもが希望を語り、将来の夢を育むことのできるような取組を進めます。

基本目標2 地域の一人ひとりが子育てを温かく見守り支える体制を整えます

地域のすべての人々が、それぞれの立場から、子どもとその養育に第一義的責任を有する子育て家庭を温かく見守ります。また、身近な地域において、子どもと子育て家庭を支えることができるきめ細かな体制づくりを目指します。

基本目標3 子育て支援の量の確保と質の向上を図ります

家庭、地域、事業者及び行政が連携して役割を果たすことで、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の量の確保と質の向上を図り、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現します。

3. 主要施策の方向

子ども子育てに関する課題及び「山鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ、基本理念及び基本目標を実現するための主要施策の今後のあり方を示します。

主要施策 1 子育て家庭への支援の充実を図ります

「山鹿市公立保育園・幼稚園再編整備計画（後期計画）」を通して、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の質の向上と量の確保、設備の充実を図るとともに、ニーズ量に見合う人材の確保を図ります。教諭や保育士の技術や技能の向上を図ります。また、多様なニーズに対応するため、「認定こども園」などの整備を検討し保護者の選択肢を広げます。

幼稚園・保育園・子育て支援関連施設によるネットワーク会議を継続して開催するとともに、研修体制の構築や小学校とのきめ細かな連携を図り、子ども一人ひとりの特性に応じた保育の充実を図ります。

子育て支援センター等拠点施設は子育て支援の総合的な役割を担う総合拠点 1 施設と、地域の身近なところで地域の特性に応じた子育て支援を行う地域拠点 5 施設（つどいの広場含む）を設置して、乳幼児から若者（おおむね 18 歳）を対象に関係機関と連携を図りながら子育て支援に取り組めます。

不定期な保育ニーズとして希望の多いファミリー・サポート・センター事業は、安心と温もりある子育て支援のひとつとして周知を行うとともに、会員登録の推進を図ります。一時預かり事業や病児・病後児保育事業は、保護者の安心な就労支援としてニーズに見合う量・質の確保を図ります。

ショートステイ・トワイライトステイ事業は、子育て支援の一環として緊急時の対応も含めて事業を継続していくとともに、制度周知を図ります。

保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、子ども医療費の 18 歳までの無料化等の各種経済的支援を継続的に推進します。

「山鹿市子ども総合相談窓口」の構成員である家庭教育支援員や家庭相談員・保育相談員による、相談対応や講演の開催などを実施します。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、関係機関・関係部所とのネットワークの構築を図ります。

個々の幼児・児童の体質に合わせた食事等への配慮のため、自園調理を原則とし、設備の充実や専門の人材の確保を図ります。

主要施策 2 親子の健やかな成長を応援します

妊娠～出産・育児のそれぞれのステージに応じて、相談事業の周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方を検討し、保護者が子育てを楽しめる環境を整備します。

安全な妊娠や出産のための妊娠期、育児期の対処方法の検討など若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親への支援の充実を図ります。

不妊治療、妊娠期での知識等の情報発信の充実を図ります。

母子保健の理念の普及や啓発、訪問や相談の一層の充実を図ります。
発達段階に合せた健康診査等を通じた小児期の健康管理を推進します。
病気の早期発見等のため、定期健診の継続的な取組を進めます。
食物アレルギー対策等も含む食育を推進します。
幼・保・小・中・高等学校の連携を推進し、連続性のある子育て支援を進めます。
救急・夜間小児医療に対応できる体制を整えます。

主要施策3 子どもの夢を育む遊びや学びの環境を整備します

子どもが山鹿の歴史や自然・人々に触れながら、心豊かに成長するために教育と福祉が連携して様々な取組を行います。
基礎的な学力養成を図り、子どもの「生きる力」を醸成します。
赤ちゃんふれあい交流事業を推進し、赤ちゃんや子育て中の親との交流を通して、結婚や出産、育児、命の尊さ等について考える機会をつくっていきます。
国際交流等を通して、世界に関心を持ち、広い視野を持った子どもを育てます。
いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するための学校、家庭、地域等とのネットワークの形成を図ります。
子どもが積極的にスポーツや自然体験・菜園活動に親しむ環境を整備します。
地域に開かれた幼稚園・保育園・学校づくりを継続し、施設の開放や地域交流・世代間交流を通して地域の中で子どもの成長を見守り支える取組を進めます。
様々な機会を捉え、家庭教育の充実を図り、家庭の子育て力を向上させる取組を進めます。
「青少年育成市民会議」の活動等を通じた青少年健全育成を推進します。
心身のバランスのとれた成長を促すための保健教育を推進します。
図書館や図書室、移動図書、街角ライブラリー等による図書環境の充実を図ります。
児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成します。

主要施策4 子育てと仕事の両立支援を推進します

保護者の就業形態の多様化など、保育ニーズに対応したきめ細かなサービスの充実を図ります。
企業に対して、働きながらでも子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組を進め、子育てをしながら就労している人が家族との時間を大切にできる職場環境づくりを推進します。
「育児休業制度」を母親、父親ともに利用できるよう、育児休業制度の定着等社会全体で支える環境整備を進めます。特に、父親に対する仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できる環境整備を進めます。
企業等と連携し、父親が子育てに参加する意識を持つきっかけとなるようなイベントや講座を設け、父親の育児参加を促進します。

通常教育・保育事業の充実及び延長保育・一時預かり、病児・病後児保育など保護者の多様な教育・保育ニーズへの対応の充実を図ります。

山鹿市独自の放課後児童クラブのガイドラインを設け、体制の充実と質の向上を図ります。また、放課後児童クラブ等への障がい児受け入れや、配慮を要する児童へよりよい対応を行うため、職員の専門性の向上を目的とした研修への参加を促進します。

主要施策5 支援を必要とする子どもや子育て家庭への支援を充実します

虐待やいじめを受けた子どもや、社会的養護を必要とする子ども、DV被害の母子等への対応として、虐待・防止ネットワーク等の体制の充実を図ります。また、人権教育や講座等を通して、子どもの人権に対する意識を高める取組を推進します。

ひとり親家庭の自立と子どもの健全育成のための多様な生活支援、子育てサービスの情報提供、相談体制の充実、制度の周知を図ります。

発達障がいを含む障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児を温かく見守る環境づくりに取り組むとともに、多様なニーズに対応するための相談体制の充実を図ります。

特別支援を要する子どもの増加が予想されることから、小中学校や特別支援学校・療育センター等と連携し、特別支援・障がい児保育の基幹となる幼稚園・保育園を設け、山鹿市全体の就学前教育・保育を充実させていきます。

主要施策6 子どもや子育てにやさしい環境を整備します

地域の中で安心して子育てができるよう、子育てを応援するボランティアの養成や、地域人材の活用、「子育て応援の店」「地域子育て見守り隊」の登録を推進し、地域ぐるみで子育てを見守り支える活動を推進します。

防犯パトロール、講演会や街頭啓発及びキャンペーンに努め、青少年が健全に育ち非行がない明るい社会を築くとともに、防犯意識の向上を図ります。

幼児期からの交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室等の開催をします。

子どもや保護者にやさしい道路整備や街灯設置、安心・安全な公園の整備を進めます。

子育て家庭が安心して生活できる住宅の維持・管理への取組を進めます。

青少年のインターネットの健全な利用を図るため、学校、地域、家庭が一体となった取組を行います。

4 . 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように市民の意識を高める取り組みを行います。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、多様な働き方を選択できるような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がワークライフバランスの認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関とより一層の連携強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

第 部

事業計画

1 市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、5年を一期とする「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされています。

また、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、ニーズ調査の結果等をもとに、区域ごとに「利用量の見込み（需要）」（＝量の見込み）を設定し、その量の見込みに対する提供体制の確保の内容及びその実施時期（＝確保方策）を定めることになっています。

教育・保育施設	地域子ども・子育て支援事業
<p>【施設型給付】</p> <p>認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）</p> <p>幼稚園</p> <p>保育園</p> <p>【地域型保育給付】</p> <p>小規模保育（定員6人～19人）</p> <p>家庭的保育（定員5人以下）</p> <p>居宅訪問型保育（子どもの居宅において行う保育）</p> <p>事業所内保育</p>	<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</p> <p>一時預かり事業</p> <p>延長保育事業</p> <p>病児・病後児保育事業</p> <p>放課後児童健全育成事業</p> <p>妊婦健康診査事業</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>養育支援訪問事業</p> <p>子育て短期支援事業</p> <p>利用者支援事業</p> <p>実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p>

2 教育・保育提供区域の設定

区域の設定にあたっては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

本市では、利用者のニーズや一時的な需要の増減に柔軟に対応できるよう、また、供給体制の確保が行いやすいよう「市全域」を教育・保育提供区域とします。

ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、事業の基本となっている「小学校区」とします。

3 教育・保育の提供体制の確保

(1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

認定区分と提供施設

認定区分	対象年齢	内容	提供施設
1号認定	3～5歳	学校教育のみ（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

教育・保育の量の見込み及び確保方策

市全域		平成 27 年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
教育希望 が強い	左記以外						
量の見込み		179人	12人	1,005人	608人	228人	
確保 方策	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	198人	12人	1,033人	636人	232人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問、事業所内保育	-	-	-	0人	0人
	合計		198人	12人	1,033人	636人	232人
過不足(-)			19人	0人	28人	28人	4人

「2号認定」の「教育希望が強い」は、保護者の就労等により保育の必要性がある者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者であり、幼稚園において定員数を確保するもの

市全域		平成 28 年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
教育希望 が強い	左記以外						
量の見込み		180人	12人	1,011人	593人	222人	
確保 方策	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	198人	12人	1,020人	600人	230人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問、事業所内保育	-	-	-	0人	0人
	合計		198人	12人	1,020人	600人	230人
過不足(-)			18人	0人	9人	7人	8人

市全域			平成 29 年度				
			1号認定	2号認定		3号認定	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
				教育希望 が強い	左記以外		
量の見込み			176 人	12 人	991 人	579 人	216 人
確保 方策	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	198 人	12 人	1,000 人	580 人	220 人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問、事業所内保育	-	-	-	0 人	0 人
	合計		198 人	12 人	1,000 人	580 人	220 人
過不足(-)			22 人	0 人	9 人	1 人	4 人

市全域			平成 30 年度				
			1号認定	2号認定		3号認定	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
				教育希望 が強い	左記以外		
量の見込み			171 人	12 人	963 人	563 人	210 人
確保 方策	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	198 人	12 人	970 人	570 人	210 人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問、事業所内保育	-	-	-	0 人	0 人
	合計		198 人	12 人	970 人	570 人	210 人
過不足(-)			27 人	0 人	7 人	7 人	0 人

市全域			平成 31 年度				
			1号認定	2号認定		3号認定	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
				教育希望 が強い	左記以外		
量の見込み			167 人	12 人	939 人	546 人	204 人
確保 方策	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	198 人	12 人	940 人	550 人	210 人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問、事業所内保育	-	-	-	0 人	0 人
	合計		198 人	12 人	940 人	550 人	210 人
過不足(-)			31 人	0 人	1 人	4 人	6 人

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

本市においては、幼稚園、保育園、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえ、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を活かした運営を促進していきます。

認定こども園の新たな設置については、利用者のニーズや設置者の意向を的確に把握し、施設・設備等の状況を踏まえて、普及促進を図ります。

(3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査では幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、小学校の教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育園または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

とくに、現在、0歳児の子どもの保護者が、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時(原則一歳到達時)からの認定こども園、幼稚園、保育園または地域型保育事業等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう環境整備について検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

(延べ)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	24,618 人日	23,997 人日	23,398 人日	22,735 人日	22,071 人日
実施箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
確保の内容	24,618 人日	23,997 人日	23,398 人日	22,735 人日	22,071 人日
過不足 (-)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

子育て親子や地域住民との交流を促進し、育児不安の軽減や孤立化の解消に努めます。また、保育士や保健師と連携して、相談対応や子育て家庭の訪問を実施し、子どもの健やかな成長を図ります。乳幼児から若者（おおむね 18 歳）を対象として、関係機関と連携を図りながら、子育て支援に取り組めます。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(延べ)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	就学前	411 人日	406 人日	397 人日	386 人日	375 人日
	就学後	195 人日	195 人日	183 人日	183 人日	183 人日
実施箇所数		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保の内容		606 人日	601 人日	580 人日	569 人日	558 人日
過不足 (-)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

本事業については、ファミリー・サポート・センターの継続的なPRを行うとともに、相互援助活動が安全にスムーズに行えるように、入会時の指導や確認を徹底します。

また、援助会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

1 幼稚園における一時預かり事業

幼稚園において、通常の教育時間終了後に、在園児を対象として一時的に預かり、保育を行う事業（預かり保育）です。

（延べ）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,468 人日	1,477 人日	1,448 人日	1,407 人日	1,371 人日
実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
確保の内容	1,468 人日	1,477 人日	1,448 人日	1,407 人日	1,371 人日
過不足 (-)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

2 保育園等における一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間に、認定こども園及び保育園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

（延べ）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,435 人日	1,421 人日	1,389 人日	1,350 人日	1,313 人日
実施箇所数	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
確保の内容	1,435 人日	1,421 人日	1,389 人日	1,350 人日	1,313 人日
過不足 (-)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

今後とも、継続して保育が必要な保護者や緊急時での預かりを必要とする保護者に対して量の確保とともに、預かり時間中での安全・安心の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

時間外保育事業（延長保育）

入園している子どもの保護者の就労、勤務時間等やむを得ない理由で、保育時間の延長が必要な児童に対し、11時間の開園時間をさらに30分以上越えて行う保育のことです。

（実数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	423 人	419 人	409 人	398 人	387 人
実施箇所数	16 箇所	16 箇所	16 箇所	16 箇所	16 箇所
確保の内容	423 人	419 人	409 人	398 人	387 人
過不足 (-)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、一定のニーズがあるため、継続して事業を行う必要があります。

病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行うものです。

（延べ）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	861 人日	853 人日	834 人日	811 人日	789 人日
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
確保の内容	650 人日	650 人日	834 人日	811 人日	789 人日
過不足 (-)	211 人日	203 人日	0 人日	0 人日	0 人日

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが高い事業ではあるものの、時期的に利用度の差が大きく実施する施設等の確保は難しい状況ですが、本市では、計画期間内に2か所まで増設することで計画を進めます。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(実数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	563 人	546 人	526 人	523 人	523 人
実施箇所数	16 箇所	16 箇所	16 箇所	16 箇所	15 箇所
確保の内容	563 人	546 人	526 人	523 人	523 人
過不足 (-)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

放課後児童健全育成事業の実施については、女性の就業割合の高まりや核家族の進行などにより、今後も高いニーズが見込まれる事業であるため、引き続き学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安心かつ安全な居場所作りを推進します。

また、小学校の統合に伴うクラブの統合・再編については、運営委員会や保護者と連携を取り合いながら、進めていきます。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行い、14 回分の妊婦健康診査の費用及び妊婦精密検査の費用(上限 2 回)を公費負担します。

(実数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	650 人	650 人	650 人	650 人	650 人
確保の内容	実施場所: 医療機関 検査項目: 健康状態の把握、保健指導、定期検査(血圧、尿、計測等)その時期に応じた検査(超音波、子宮がん、貧血、血糖、風疹抗体、HIV 抗体、血液型、等)				

妊婦健康診査については、今後とも母子保健の観点からもっとも重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

乳児家庭全戸訪問事業

生後 2 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況・養育環境の把握、必要な保健指導を行い、健全な育成環境の確保を図ります。

(実数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人
確保の内容	実施体制:保健師 12 人				

本事業は、乳児のいる家庭の育児不安の軽減や育児能力を身につけるために重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

(実数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
確保の内容	実施体制:保健師 12 人、栄養士 4 人				

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るための取組に対する支援を行う「その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業」の充実も併せて行います。

子育て短期支援事業

【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】

保護者の疾病や仕事等の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、又は保護者による児童に対する虐待、配偶者からの暴力その他の経済的な理由により、緊急で一時的に児童又は母等を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一時的に預かります。

(延べ)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	74 人日	74 人日	74 人日	74 人日	74 人日
実施箇所数	5 箇所 市内 2 箇所 市外 3 箇所	5 箇所 市内 2 箇所 市外 3 箇所	5 箇所 市内 2 箇所 市外 3 箇所	5 箇所 市内 2 箇所 市外 3 箇所	5 箇所 市内 2 箇所 市外 3 箇所
確保の内容	74 人日	74 人日	74 人日	74 人日	74 人日
過不足 (-)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が仕事等の理由で、平日の夜間や休日に不在になることで家庭において児童を養育することが困難になった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

(延べ)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	73 人日	72 人日	71 人日	69 人日	67 人日
実施箇所数	5 箇所 市内 2 箇所 市外 3 箇所	5 箇所 市内 2 箇所 市外 3 箇所	5 箇所 市内 2 箇所 市外 3 箇所	5 箇所 市内 2 箇所 市外 3 箇所	5 箇所 市内 2 箇所 市外 3 箇所
確保の内容	73 人日	72 人日	71 人日	69 人日	67 人日
過不足 (-)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

本事業については、保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして充実を図るとともに、今後も、増加が予想される緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応を図ります。

利用者支援事業

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本市においては、子育て支援センターや保育園、幼稚園と連携し、総合的な相談・助言等に取り組んでいきます。利用者支援専門員の設置については、本計画期間中に検討していきます。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

国から事業の詳細が示され次第、市内の現状と照らしながら事業の実施を検討します。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

国から事業の詳細が示され次第、市内の現状と照らしながら事業の実施を検討します。

5 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 相談体制の充実

本市では、学校・保育園・幼稚園・子育て支援センター等で子どもや子育てについての相談対応を行っています。教育と福祉を一体化して総合的に相談を受け付ける「子ども総合相談窓口」を設置し専門の相談員を配置しています。さらに周知に努め、支援を要する子どもや家庭への対応を図ります。

(2) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本市においては、相談機関の周知に加え、支援を必要とする家庭を早期に把握するために、保健師や子育て支援センター職員による訪問や、必要とされる支援を行うことで虐待を予防します。

関係機関との連携強化

あらゆる相談機関に寄せられた相談のうち、虐待もしくは虐待の疑いがあるケースに対しては、要保護児童対策地域協議会の中で情報収集及び情報の共有を図り、関係機関との連携のもと問題解決に当たります。具体的には、本市の担当課のほか、児童相談所、県福祉課、民生委員・児童委員、保育園及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、ボランティア等との幅広い関係者のネットワークの強化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や研修等を通し体制強化及び資質の向上を図っていきます。

発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、妊娠、出産及び育児期の状況を把握すると共に、教育・保育現場、子育て支援センター等と情報を共有しながら見守りに努めます。特に支援を必要とする場合には、専門機関、相談機関と連携し適切な支援につなげていきます。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、民生委員・児童委員やボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

社会的養護施策との連携

社会的擁護を必要とする児童に対しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携を図ります。

地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業、保育等の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、さらには就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

(4) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのため、本市では、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、保育園等訪問支援の活用を通して地域の障がい児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、発達障がいを含む障がいのある子どもについては、子どもの状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら適切な支援に努めることによって、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばしいきいきと生活ができるための力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報提供に努めます。

とくに、発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、情報周知のほか、家族が適切な子育てをおこなうための家族への支援に努めます。

さらに、教育・保育施設、放課後児童クラブ等への障がい児の受入れを推進します。

6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事を持つ母親が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、父親が子育てに参加するとともに、社会全体で子育てを支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と連携し、次のような施策の推進に努めます。

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等

子育て期間中を含めた働き方の見直し

すべての企業において、育児休業及び短時間勤務等に係る制度の導入促進

(2) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報をはじめ、各種研修会を通じた子育てに関する理解の促進等、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、父親や地域住民が子育てに参加するためのきっかけとなるイベントや講座の開催に積極的に取り組みます。

7 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、子ども・子育て支援事業計画の実施状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を地域の実情に応じ、計画的に整備していくために、行政と教育・保育施設、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施者が相互に連携し、協働しながら取り組んでいきます。

同時に、教育・保育施設、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施者間の連携が円滑に行くよう支援します。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。